

(仮称) 泉南市認知症条例

泉南市は、地域社会の一人一人が認知症を正しく理解することを目指し、「忘れてもだいじょうぶ あんしんと おもいやりのまち せんなん」を標語に、子どもたちが大人になってからも思いやりの気持ちを保持できるよう啓発に力を入れ、様々な認知症施策を続けてきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、泉南市においても、より一層、共生社会の実現に向け、認知症施策を持続的かつ発展的に実施していかなければなりません。認知症の有無に関わらず、全世代が、希望を持って暮らし、さらに地域社会に「共に歩んでいく」という意識が根ざすことを目指し、生きがいを持って誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等、事業者、学校等その他関係機関の役割を明らかにすることにより、認知症施策の推進及び認知症に関する理解を図り、もって認知症の人（以下「本人」という。）が尊重され、生きがいを持って暮らせる活力あるまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態
- (2) 市民等 泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者
- (3) 事業者 泉南市内で事業又は活動を行う者
- (4) 家族等 本人の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者

(基本理念)

第3条 認知症に関する施策及びあらゆる取組は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 認知症の有無に関わらず、一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。
- (2) 本人及び家族等の声を尊重したものであること。
- (3) 認知症に関する知識及びそれぞれの人についての理解を深めるものであること。
- (4) 本人とともに、本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り払っていくものであること。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる事項を責務とする。

- (1) 本人及び家族等の生活実態と希望や思い等を把握し、継続的に事業の内容の検討を行うこと。
- (2) 本人及び家族等と行政関係者、市民等との対話の機会を継続的に確保し、相談窓口の設置・普及を行うこと。
- (3) 本人の生活に関係する行政部署間で横断的に連携・協働を推進すること。
- (4) 学校等と連携し、子どもたちへの普及啓発を行うこと。
- (5) 必要な認知症施策を総合的・計画的・持続発展的に推進すること。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人の理解を深めるよう努めること。
- (2) 認知症を身近なこと、自分ごととして捉えるよう努めること。
- (3) 本人が孤立しない地域づくりに努めること。
- (4) 行政や地域社会に向けて希望や思いを伝える等で、地域社会の一員として、認知症があっても安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに参画するよう努めること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 従業員が認知症を理解するための研修等を受ける機会を設け、本人に望ましい支援ができるよう努めること。
- (2) 顧客や市民等と対話する機会を設け、それらの声をもとに事業者として行いうる本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り払っていくことに努めること。
- (3) 従業員が認知症である家族とともに暮らしているとき並びに従業員自身が認知症と診断されたときに、事業に支障がない範囲でできる限り雇用の継続に配慮するよう努めること。
- (4) 認知症に関する相談については、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図るよう努めること。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割)

第7条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 本人の判断能力によらず、本人の最善の利益及び本人の意向を尊重した支援を行

うこと。

- (2) 市民等及び事業者から、認知症に関する相談等があった場合は、可能な限り応じ、又、必要に応じて関係機関との連携を図るように努めること。
- (3) 認知症に関する知識及び本人に対する適切な支援の方法の習得に努めること。
- (4) 国、府及び市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

(子どもたちと関わる者の役割)

第8条 子どもたちと関わる者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 市の認知症施策に関わる者と学校等は、子どもたちが認知症に関する理解を深める機会を持ち、子どもたちと本人及び市民等が協働する機会の創出に努めること。
- (2) 関係機関等は、認知症の家族等をもつ子どもたちが、必要な支援を受けることができるよう努めること。

(地域の連携・協働)

第9条 地域社会全体で次に掲げる事項について、連携・協働できるように努める。

- (1) 市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもたちと関わる者は、本人及び家族にとって必要な支援を行うこと。
- (2) 高齢者の孤独及び孤立を防ぐために、認知症があっても安心して外出できるような必要なサポートを受けられる仕組みを地域に作ること。
- (3) 研修等に参加することで、認知症について繰り返し学び直すことのできる機会を創出すること。
- (4) 本人の意欲やこれまでの経験を尊重し、その個性と能力を発揮できる場及びその経験を次世代に伝え、新たな人と人のつながりを生み出すきっかけとなる機会を創出し、地域の活性化につなげること。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。